# 損保ジャパン－フォルティス・トルコ株式オープン（愛称：メルハバ）

追加型投信／海外／株式

## 基準価額の下落について

8月27日、米国がシリアに対して軍事介入を行うとの観測が広がったことなどから、トルコ株式市場は4.73%下落しました。トルコリラも対円で3.12%下落し（8月28日TTM）、当ファンドの基準価額は前日比7.20%下落しました。

トルコの経常赤字額の主な要因は、エネルギー輸入によるものです。シリアは、産油国ではないので、シリア情勢を背景とした原油価格の上昇は短期的な動きだと考えていますが、原油価格の高止まりはトルコ経済にとってマイナスに作用します。また、トルコリラの下落に対し、トルコ中央銀行は新たな対応策を取ると表明しましたが、通貨下落が続いています。短期的には、株式市場・為替ともに振幅をともなった動きになると考え、引き続き、慎重な姿勢を維持する方針です。一方、主要な輸出先である欧州経済に回復の兆しがみられることは、トルコ経済や株式市場にとってプラスの材料であり、トルコ株式市場の一方的な下落は想定していません。

（運用委託会社からの情報に基づき損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）

【基準価額】

| 8月27日<br>基準価額（円） | 8月28日<br>基準価額（円） | 前日比<br>（騰落幅、円） | 前日比<br>（騰落率） |
|---|---|---|---|
| 9,639 | 8,945 | −694 | −7.20% |

【株式指数】

| | 8月26日 | 8月27日 | 前日比 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 騰落幅 | 騰落率 |
| イスタンブール・ナショナル100種指数 | 68,775.02 | 65,519.87 | −3,255.15 | −4.73% |

※ファンドの基準価額算出にあわせて、現地前営業日のイスタンブール・ナショナル100種指数を表記しています。

＜株式指数の推移＞

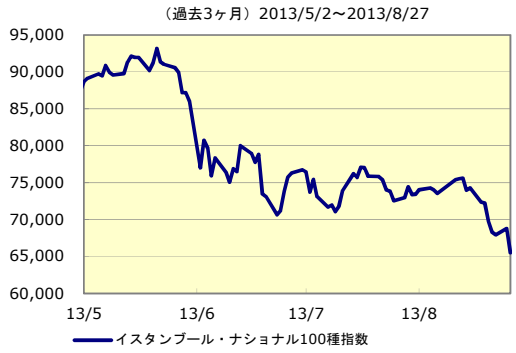


＜為替レートの推移＞

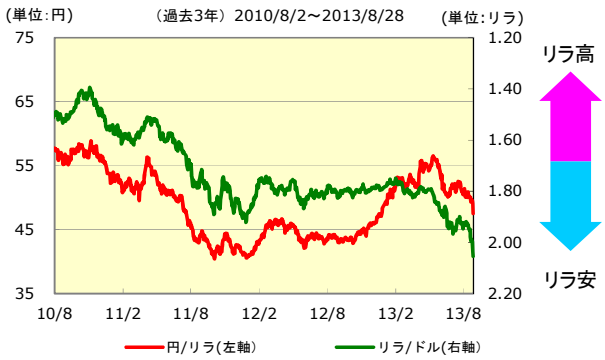


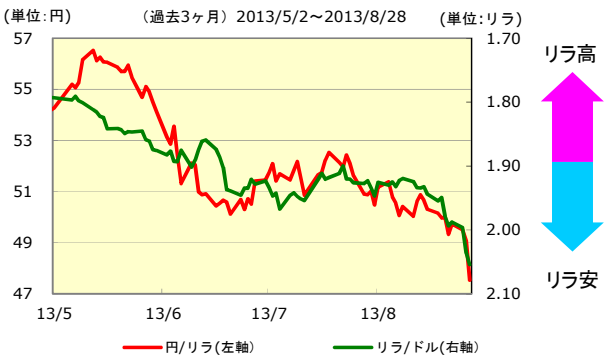


※投資信託協会、Bloombergからの情報をもとに委託会社が作成

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

## 投資リスク

**≪基準価額の変動要因≫**

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

**◆価格変動リスク**

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

**◆信用リスク**

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

**◆流動性リスク**

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

**◆カントリーリスク**

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

**◆為替変動リスク**

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

**≪その他のリスク・留意点≫**

◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◆マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

◆運用委託先に関わる留意点

トルコ株式等の運用委託先の運用担当者、運用体制、組織等に大きな変更がある場合は、委託先の変更やファンドの運営が困難になる等の可能性があります。

**詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。**

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位<br>※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額 |
| 換金代金 | 換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。<br>※取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等。以下同じ。）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 |
| 申込不可日 | イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日ならびにイスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。） |
| 換金制限 | いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10％を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、取得申込者の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、購入・換金の申込を中止すること、及び既に受付けた当該申込を取り消すことができるものとします。 |
| 信託期間 | 平成28年1月25日まで（設定日　平成18年5月31日）<br>※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。 |
| 繰上償還 | 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。 |
| 決算日 | 原則1月25日。（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 毎決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 2,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 原則、毎決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

## ファンドの特色

**当ファンドの特色**

**1．中長期的に信託財産の着実な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行うことを基本とします。**
**2．ファミリーファンド方式で運用します。**
**3．実際のトルコ株式の運用は、BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスが担当します。**

## 手数料等

| | |
|---|---|
| **投資者が直接的に負担する費用** | |
| **購入時手数料** | 購入価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。<br>※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| **信託財産留保額** | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。 |
| **投資者が信託財産で間接的に負担する費用** | |
| **運用管理費用<br>(信託報酬)** | ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.995%(税抜1.90%)を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。<br>※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託した、BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.70%を乗じた額とします。 |
| **(委託会社)** | 年率1.155%(税抜1.10%) |
| **(販売会社)** | 年率0.735%(税抜0.70%) |
| **(受託会社)** | 年率0.105%(税抜0.10%) |
| **その他の費用・<br>手数料** | ◆監査報酬<br>ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00735%(税抜0.0070%))を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。<br>◆その他の費用(*)<br>・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・売買委託手数料に対する消費税等相当額<br>・先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用<br>・外国における資産の保管等に要する費用<br>・信託財産に関する租税<br>・受託会社の立替えた立替金の利息 等<br>(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して10.147% |
| 換金(解約)時<br>及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147% |

※上記は、平成25年2月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

◆当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご確認下さい。
◆当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
◆信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
◆投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
◆登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
◆ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
◆当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
◆当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
◆当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

**●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）**

| 販売会社名 | 区分 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エイチ・エス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第35号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | | |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | | ○ | | |
| 極東証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第65号 | ○ | | | ○ | |
| むさし証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号 | ○ | | ○ | | |
| 立花証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第110号 | ○ | | ○ | | |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号 | ○ | | | | |
| SMBC日興証券株式会社（投信スーパーセンター・ダイレクトコース専用） | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 日産センチュリー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社証券ジャパン | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第170号 | ○ | | | | |
| ばんせい証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第148号 | ○ | | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | | |
| 明和證券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第185号 | ○ | | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | | ○ | | |
| リテラ・クレア証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号 | ○ | | ○ | | |
| 安藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第1号 | ○ | | ○ | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | | ○ | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | | |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号 | ○ | | ○ | | |
| 香川証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第3号 | ○ | | | | |
| 二浪証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第6号 | ○ | | | | |
| 株式会社荘内銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第6号 | ○ | | | | |
| 株式会社八千代銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第53号 | ○ | | | | ※3 |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社広島銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | | |

＜備考欄の表示について＞
※1　記載の日付より新規お取扱いを開始します。
※2　記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
※3　新規のお取扱いを行っておりません。

＜ご留意事項＞
・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

**ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）を十分にお読みください。**

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント
商号等　：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第 351 号）
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
照会先　：ホームページアドレス http://www.sjnk-am.co.jp/
TEL.03(5290)3519 ●営業部
＜受託会社＞[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）